

水道事業ビジョン・経営戦略

(令和8年度～令和17年度)

令和8年2月

会津若松地方広域市町村圏整備組合

目次

第1章 見直しの趣旨及び位置付け	1
1、水道事業ビジョン・経営戦略見直しの趣旨	1
2、位置付け	1
3、計画期間	1
第2章 水道用水供給事業の沿革及び施設概要と課題	2
1、水道用水供給事業の沿革	2
2、水道用水供給事業の現況	3
3、水道用水供給施設の概要	4
4、水質管理の状況	5
5、水道施設の維持管理・整備の状況	6
6、主な経営健全化の取組	6
7、経営比較分析表を活用した分析	6
第3章 将来の水道用水供給事業環境	8
1、給水人口・水需要の予測	8
2、料金収入の見通し	9
3、施設の見通し	11
4、将来の更新需要の見通し	12
第4章 水道事業ビジョン	15
1、事業展開の考え方（目指すべき方向性）	15
2、将来像の設定（基本目標）	15
3、基本目標の実現方策	16
4、推進する施策	17
5、重点的な取組事項	18
第5章 経営戦略	21
1、投資・財政計画（収支計画）	21
第6章 フォローアップ、更新に関する事項	24
1、フォローアップ	24
2、水道事業ビジョン・経営戦略の見直し	24

第1章 見直しの趣旨及び位置付け

1、水道事業ビジョン・経営戦略見直しの趣旨

会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下、「本組合」とする。）においては、水道用水供給事業の将来像を示すため、平成29年4月に水道事業ビジョン、令和3年3月に水道用水供給事業経営戦略を策定し、安全で良質な水道用水を将来にわたって安定的に供給できるよう努めてきました。

しかしながら、人口減少に起因する水需要の縮小に伴う収益の減少が見込まれているなか、全国的に問題となっている老朽化した施設の更新費用、近年の物価高騰による営業費用の増加と、本組合の水道用水供給事業を取り巻く環境は大きく変化してきています。

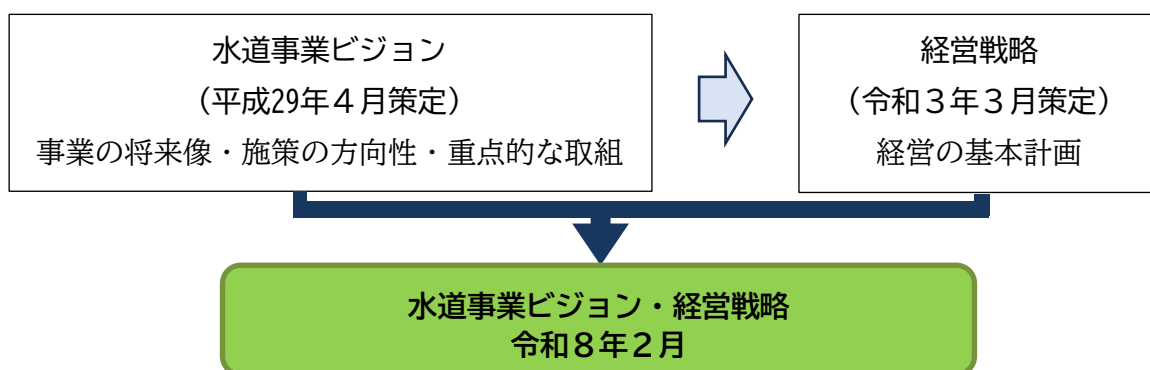
このような厳しい経営環境を踏まえた新たな将来像を設定するため、水道事業ビジョンの見直しが必要であり、経営戦略についても総務省通知において令和7年度までの改定が要請されています。

そこで、本組合の水道用水供給事業を安定的、継続的に経営するためには、この両計画を連動させていくことが重要であるため、水道事業ビジョンと経営戦略を統合した「水道事業ビジョン・経営戦略」（以下、「本ビジョン」とする。）として見直いたします。

本ビジョンは、新たな水道用水供給事業の将来像を定め、それを達成するための具体的な施策を示すことを目的としています。

2、位置付け

本ビジョンは、平成25年3月に厚生労働省が策定した新水道ビジョンの「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」の基本理念を踏まえ、独自の基本目標を定め、現状を踏まえた評価と課題を整理し、将来あるべき理想像の具現化に向けた方策、また、その方策を実現するための投資及び財源の見通しを示す基本計画として位置付けます。



3、計画期間

本ビジョンの計画期間は、令和8年度から令和17年度の10年間とします。

計画期間 10年間（令和8年度～令和17年度）

第2章 水道用水供給事業の沿革及び施設概要と課題

1、水道用水供給事業の沿革

(1) 設立経緯（旧水企業団の設立～整備組合への統合）

昭和40年代において、会津若松市をはじめ周辺自治体（会津坂下町・会津高田町・会津本郷町・北会津村・新鶴村）の水需要は、急速な都市化の進展と生活様式の向上により増加の傾向にありました。

このような中、国土交通省（旧建設省）において、一級河川・阿賀野川水系阿賀川の大川地区に治水・灌漑・発電用水等を利水とする多目的ダム「通称 大川ダム」の建設基本計画が示されました。基本計画に都市用水（工業・上水）の利水計画も含まれていることを受け、ダム建設工事に参画し新規水源を確保することにしました。

大川ダムを水源とする水道施設整備の実施にあたっては、市町村毎の単独事業として行うには行財政的な負担が大きく困難であるため、1市3町2村（会津若松市・会津坂下町・会津高田町・会津本郷町・北会津村・新鶴村）を構成団体として、昭和49年11月に「会津若松地方水道用水供給企業団」が設立されました。その後、市町村合併により、現在は1市2町（会津若松市・会津坂下町・会津美里町）が構成団体となっています。

※ 会津若松地方水道用水供給企業団＝当用水供給事業の前身である一部事務組合

(2) 沿革

昭和47年8月	大川ダム基本計画策定により都市用水を要望
昭和48年9月1日	建設省へ大川ダム使用権設定申請書提出
昭和48年10月21日	大川ダム水道用水協議会を設立
昭和49年11月18日	構成団体1市3町2村による水道用水供給企業団設立許可を得る
昭和50年3月31日	水道用水供給事業経営認可を得る
昭和58年8月23日	送水管布設工事に着手
昭和60年11月13日	浄水場新設工事に着手
昭和63年4月1日	ダム使用権の許可を得る
昭和63年11月14日	阿賀野川水系阿賀川水利使用の許可を得る
平成2年4月1日	構成団体に通水、以降順次供給を開始
平成16年11月1日	北会津村が会津若松市へ編入合併
平成17年10月1日	会津高田町、会津本郷町、新鶴村の合併により会津美里町が誕生
平成21年4月1日	会津若松地方広域市町村圏整備組合と統合する。

(3) 水道諸元（計画取水量・計画給水量・構成団体の負担）

	計画取水量	計画給水量	負担率
会津若松市	11,700 m ³ /日	10,900 m ³ /日	42.6 %
会津坂下町	10,000 m ³ /日	9,300 m ³ /日	36.4 %
会津美里町	5,800 m ³ /日	5,400 m ³ /日	21.0 %
合計	27,500 m ³ /日	25,600 m ³ /日	100.0 %

2、水道用水供給事業の現況

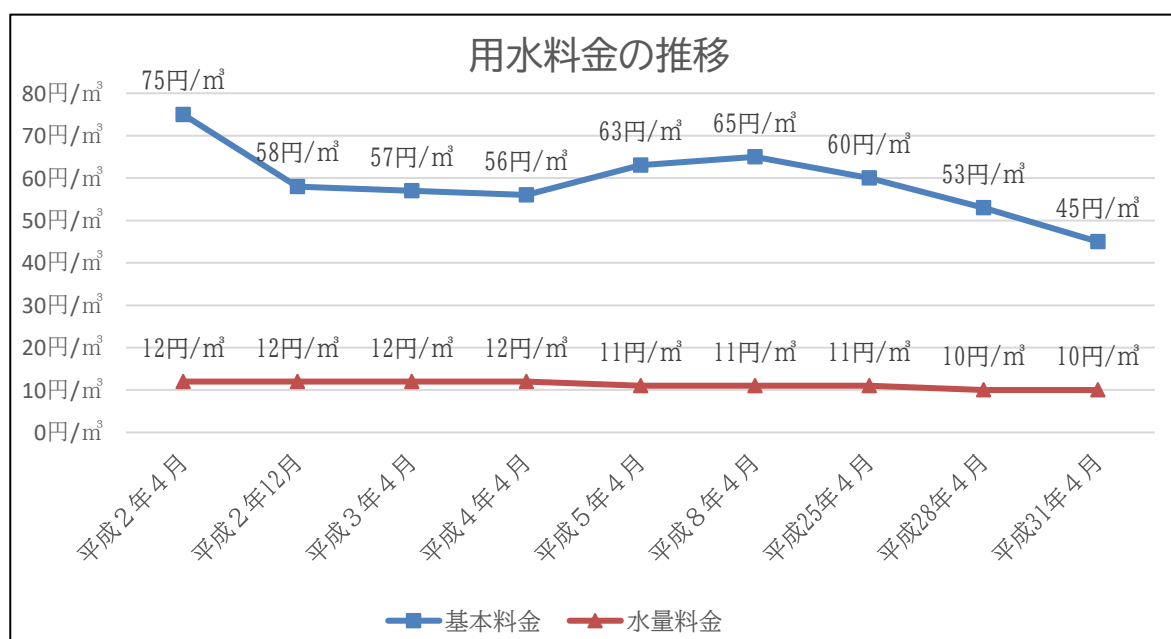
(1) 給水（令和6年度末）

供用開始年月日	平成2年4月1日	計画給水人口	162,300 人
法適（全部・財務） ・非適の区分	法適（全部）	現在給水人口	136,341 人
		有収水量密度	229 m ³ /ha

(2) 料金

本組合の用水料金は、基本料金と従量料金の二部料金制で、基本料金は責任水量、水量料金は計画水量に応じて料金を算定しています。これまでに長期財政計画の見直しとあわせて、必要に応じた用水料金の見直しを行い、現在の用水料金となっています。

区 分		金額
基本料金（月額） （45円／m ³ ×責任水量）	会津若松市	14,932 千円／月
	会津坂下町	12,740 千円／月
	会津美里町	7,397 千円／月
水量料金	1 立方メートルにつき	10 円／m ³
	超過水量1立方メートルにつき	55 円／m ³

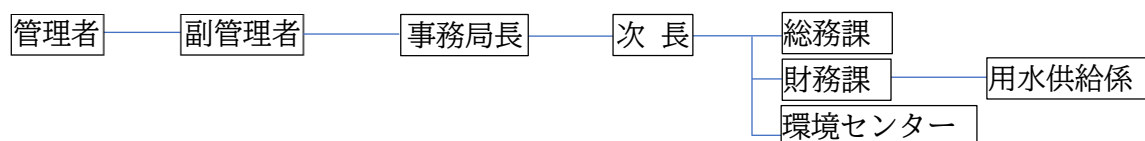


(3) 施設（令和6年度末）

水源	ダム			
施設数	浄水場設置数	1	管路延長	41 千m
	配水池設置数	0		
施設能力	25,600 m³/日		施設利用率	57.0 %

(4) 組織

【事務局】



- ① 主な業務内容 : 施設の維持管理に関すること、工事の設計・施工及び監督に関すること、各種許可の申請に関すること、水質の検査及び保全に関すること、財産の管理及び処分に関すること、各台帳の整備保管に関すること

- ② 用水供給係職員数：3名

3、水道用水供給施設の概要

(1) 馬越浄水場の役割

原水の中に含まれている不純物を取り除き、水道法で定められている水質基準に適合する水にするために、「水質に応じた浄水設備を備えているところ」が浄水場です。

大きな役割としては、次の3項目があります。

- ・PH 値の調整 (5.8 以上 8.6 以下)
- ・濁度の除去 (2 度以下)
- ・滅菌処理 (大腸菌群は検出されないこと)

本組合では、福島県大沼郡会津美里町に馬越浄水場を建設し、水道用水を供給しています。

(2) 浄水処理の流れ

阿賀川から取水ポンプで着水井に汲み上げた原水を分析し、PH の値が低い場合にはアルカリ剤 (苛性ソーダ) を注入し調整します。

次に不純物を除去するために凝集剤 (ポリ塩化アルミニウム) を注入し、沈澱しやすいフロック (薬品と不純物の塊) が形成されるように薬品混和池で急速攪拌、フロック形成池では緩速攪拌することでフロックを作り、薬品沈でん池の傾斜板装置によってフロックを沈澱除去します。

うわ水は急速ろ過池へ流入し、ろ材 (砂・砂利約 70 c m) を通過することによって不純物が除去されます。この水に消毒用 (滅菌) の薬品、次亜塩素酸ソーダを注入したものが水道用水です。

この水道用水は浄水池から送水ポンプで調整池に送られ、送水管をとおり構成団体の受水池に供給しています。

4、水質管理の状況

(1) 水源水質の保全及び安全性の確保

馬越浄水場の「原水」は、阿賀野川水系阿賀川に国土交通省が直轄する多目的ダム（通称：大川ダム）の「放流水」を水源としています。

馬越浄水場では、水源パトロールや上流域での水質調査、水質自動監視装置により水質の状況を絶えず監視するとともに、水源から各構成団体の受水池に至る主要地点での水質検査を実施しています。

また、大川ダム管理支所より、随時、貯水量・放流量及び水質情報を収集し、適切な浄水処理により水道用水の安全性を確保しています。

さらに、水源水質悪化の未然防止や水質事故の撲滅への取組みについては、国・県を始め、同河川流域市町村及び利水団体で構成する「阿賀野川水系水質汚濁対策連絡協議会」に参加し、関係機関との緊急時の連絡体制を確立しています。

(2) 水質基準の適合状況

馬越浄水場から供給している水道用水は、これまで水道法令に基づく水質検査項目において、水質基準値を超過した項目はなく、すべてに適合しています。

また、環境省では水質管理上留意すべき物質として「水質管理目標設定 27 項目」を示しており、これらについても定期的に検査し良好な水質状態を確認しています。

その他、水源の特性や水道施設への影響を与える項目や、飲用により人体に影響があるとされる原虫類（クリプトストリジウム）等の検査項目を追加し、これらを合計すると約 110 の項目を経常的に監視・検査し安全に努めています。

更に、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による福島原子力発電所の事故による放射性物質の検査結果は、平成 23 年 4 月以降、検出限界値未満となっています。

(3) カビ臭の発生について

近年、馬越浄水場の水道用水を受水する構成団体の給水区域において、水道水にカビ臭が発生しています。

カビ臭の原因物質である 2 - メチルイソボルネオールは、水道法による水質基準において、1 リットルあたり 10 ナノグラムを超過しないことと定められていますが、基準値以下であっても異臭味を感じることがあるため、カビ臭発生の可能性が高い期間に水質検査を実施し、検査結果に基づき活性炭を注入することで、原因物質の処理を行っています。

5、水道施設の維持管理・整備の状況

本組合の水道用水供給事業が有する施設は、平成2年度の供用開始から令和7年度で35年が経過しています。施設は同一時期に整備されたことから、一斉に更新時期を迎えることが想定されるため、令和3年度に設備台帳・アセットマネジメント策定業務委託においてアセットマネジメントを実施し、施設全体の保有資産を適切に把握することにより、中・長期的な視点を踏まえた「更新需要の算出」、重要度・優先度を踏まえた「更新投資の平準化・効率化」について検討しました。

本組合はこの検討結果を基に、老朽化資産の割合が高い「電気・機械・計装」の更新に取り組み、耐用年数の長い「建築・構築物・管路」については、耐震化工事や塗装補修を行うことで長寿命化を図るなど、機能保全に重点を置き施設の整備を行っているところです。

6、主な経営健全化の取組

- (1) 馬越浄水場及び送水施設運転・維持管理業務委託
平成2年度から令和7年度
- (2) 会津若松地方水道用水供給企業団から会津若松地方広域市町村圏整備組合へ統合
平成21年4月
- (3) 公営企業経営健全化計画策定に伴う公的資金補償金免除繰上償還の実施
平成19年度、平成20年度、平成24年度
- (4) 会津若松地方広域市町村圏整備組合水道事業ビジョンの策定
平成29年4月（計画期間：平成29年度～令和8年度）
- (5) 水道施設台帳整備
令和2年度から令和3年度に実施
- (6) アセットマネジメント
令和2年度から令和3年度に実施
- (7) 馬越浄水場及び送水施設運營業務委託の開始（第三者委託方式）
令和8年度から

7、経営比較分析表を活用した分析

経営状況を分析すると、給水収益等で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である経常収支比率や、短期的な債務に対する支払能力を表す指標である流動比率は100%を超えており、財務内容は健全性が確保されている状況です。

一方、有形固定資産の減価償却率は全国平均を上回っており、施設の老朽化が進んでいます。このことから、施設の修繕にあたっては、施設の緊急性や重要性を勘案し計画的に行い、施設の更新にあたっては、水需要を見極め適正な規模や時期に更新を進めていく必要があります。

なお、経営分析の詳細については、7ページ経営分析比較表（令和5年度決算）に示しています。

経営比較分析表（令和5年度決算）

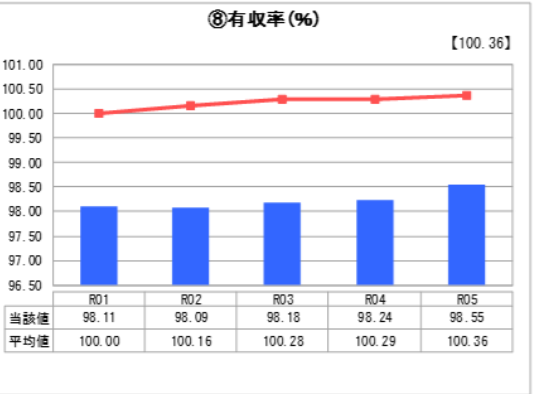
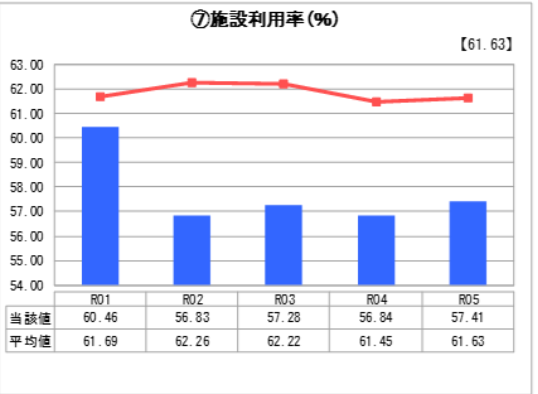
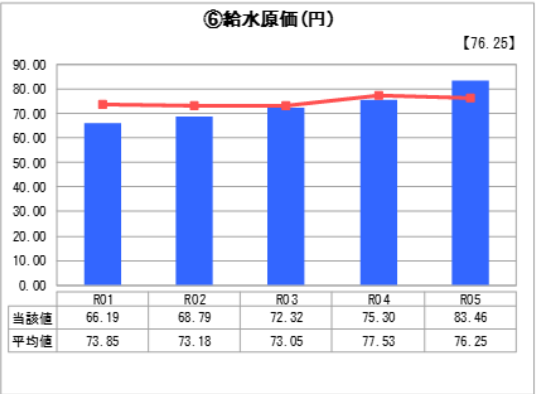
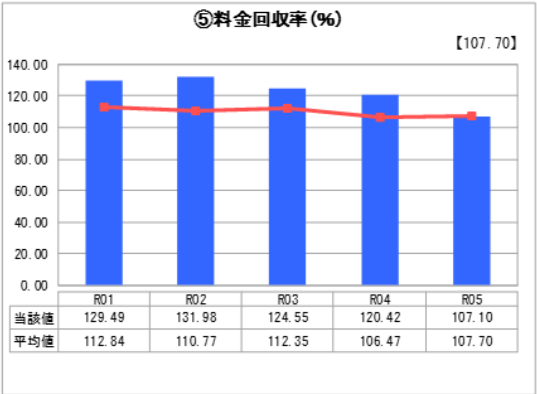
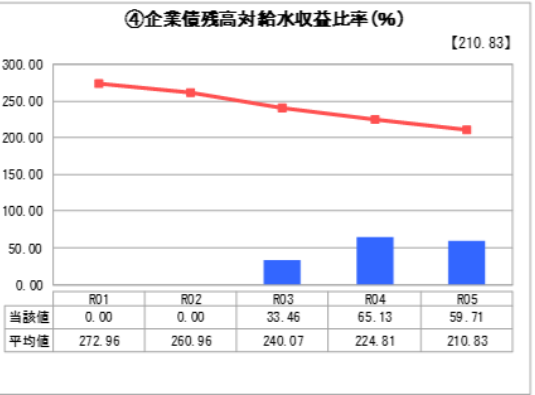
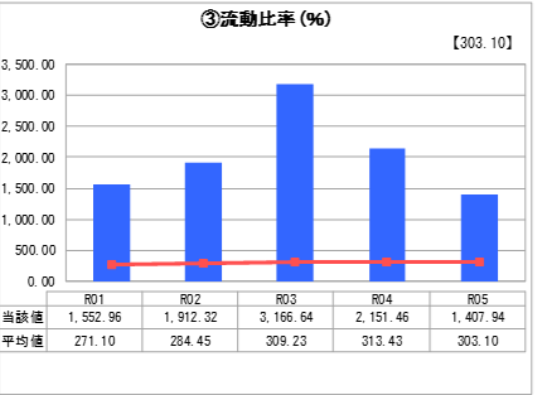
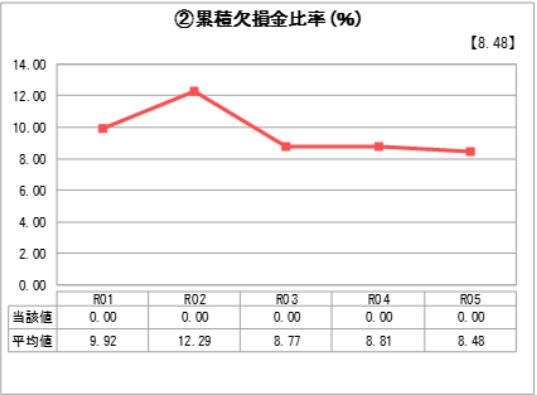
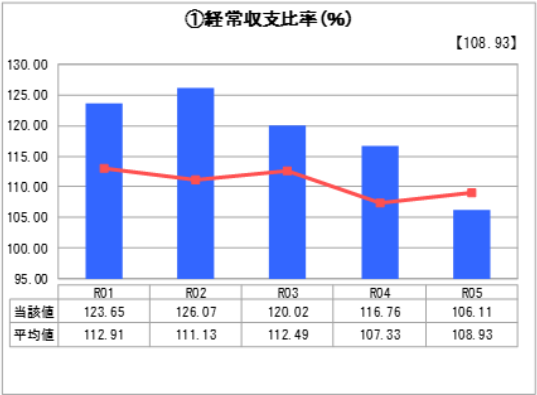
福島県 会津若松地方広域市町村圏整備組合

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	用水供給事業	B	その他
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	93.76	93.17	0	

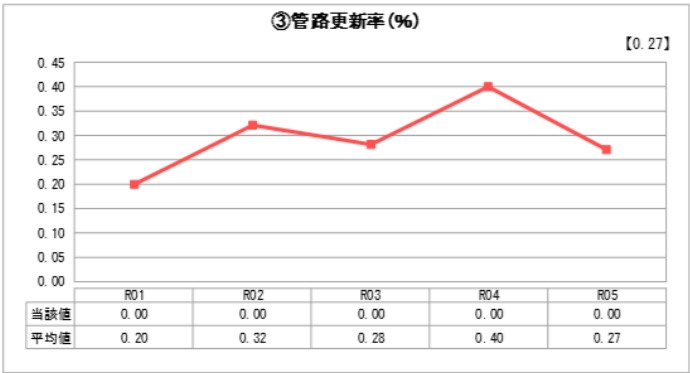
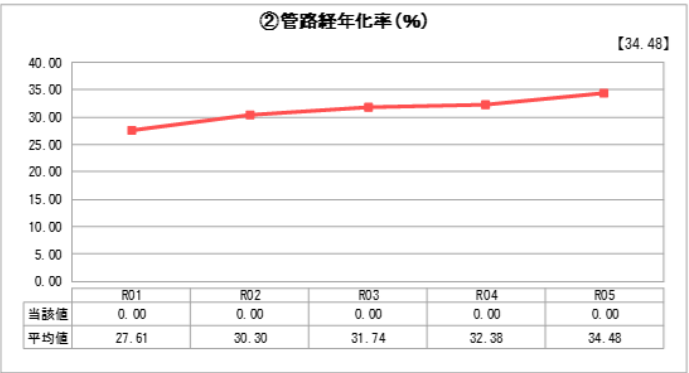
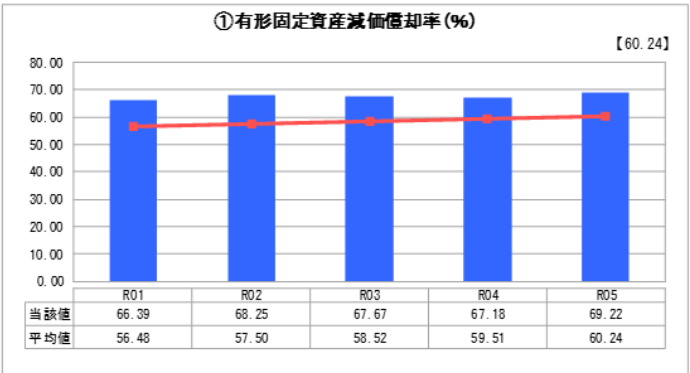
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
-	-	-
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
138,262	232.85	593.78

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値） — 類似団体平均値（平均値） 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

・経常収支比率は、100%を超えており良好といえるが、電気料の高騰や設備更新事業の実施により減価償却費等の経費を含む経常経費は年々増加傾向にある。

・流動比率は、100%を超え支払能力は十分といえる。

・企業債残高は、令和5年度は、償還額が、借入額を上回ったため減少したが、老朽化による設備更新事業等への借入のため増加傾向にある。

・施設利用率は、節水型機器の普及や人口減少等に伴い、減少傾向にある。

2. 老朽化の状況について

・有形固定資産減価償却率は、全国平均を上回っており、施設の老朽化が進んでいる。

・管路については、経年率は上昇傾向にあるものの、まだ法定耐用年数に達していない状況にある。

全体総括

・概ね、財務内容は健全性が確保されていると考えられるが、燃料価格が不透明であるため電気料等について、留意する必要がある。

・施設老朽化対策については、長期財政計画（10ヶ年計画）において、長寿命化・施設更新計画を定め、計画的に対応しているところだ。
今後は将来を見据え、アセットマネジメントを活用し、適正な規模や時期を見極め、施設の更新等を進めます。

・施設の耐震化については、長期財政計画（10ヶ年計画）において、計画的に対応しているところだ。

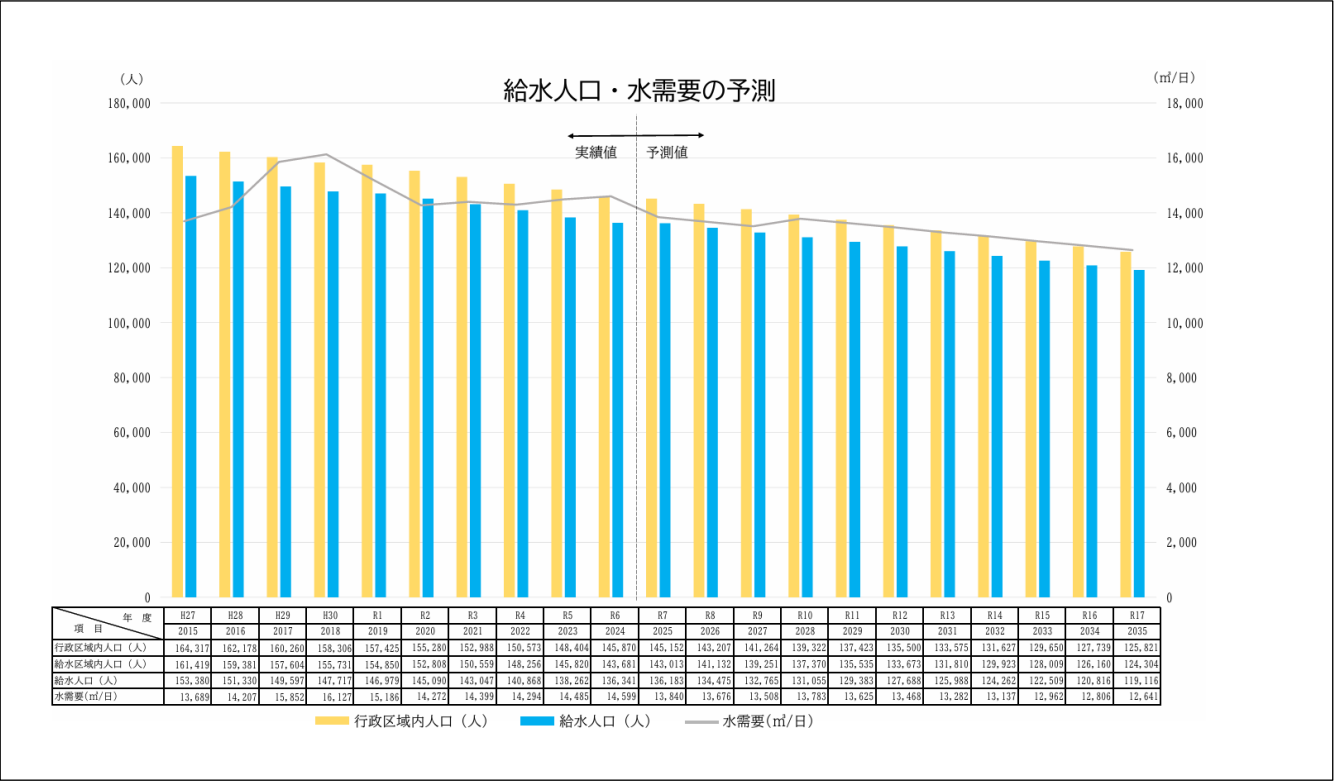
第3章 将来の水道用水供給事業環境

1、給水人口・水需要の予測

構成団体では今後10年間の行政区域内人口、給水人口、受水量の予測（一日平均値＝ $\text{m}^3/\text{日}$ ）の推計を行っており、本組合ではその推計を基に将来の予測をしています。

給水人口は、令和6年度実績値「136,341人」に対して、計画最終年度の令和17年度は「119,116人」となり、令和6年度と比較して12.6%減少する見込みです。

また、給水人口の減少や節水型機器の普及により水需要（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）についても、令和6年度実績値「14,599 $\text{m}^3/\text{日}$ 」に対して、計画最終年度の令和17年度は「12,641 $\text{m}^3/\text{日}$ 」となり、令和6年度と比較して13.4%の減少となる見込みです。



2、料金収入の見通し

(1) 用水料金の見直し

本組合の水道用水供給事業は、施設台帳の整備による業務の効率化や職員数の削減、施設についてはエネルギー効率の高い設備の導入やダウンサイジングにより電気使用量の削減を行い、経営努力を積み重ねながら、料金負担の軽減に努めてきましたが、給水量の減少に伴う料金収入の減少、今般の物価高騰による経営環境の悪化により、厳しい経営状況となっています。

このまま現在の用水料金により、経営を継続した場合には営業純損失が見込まれ、将来にわたり安全で良質な水道水の供給を行うためには料金の値上げが必要と令和6年度から構成団体と料金改定について協議を進め、令和8年度から用水料金の引き上げをします。

なお、用水料金の引き上げは、平成8年度以降実施しておらず、30年ぶりとなります。

構成団体の水道料金への影響も考慮して段階的な用水料金の引き上げとなりますが、令和8年度に水量料金を2円引き上げ12円に、令和9年度には水量料金をさらに3円引き上げ15円に、令和10年度からは基本料金51円、水量料金15円とします。

今後も公営企業としての経営の健全化と財政の安定化が担保されるよう、将来を見据えた財政収支を念頭におきながら、運営に必要な事業と経費を精査し、その財源となる適正な用水料金を設定していきます。

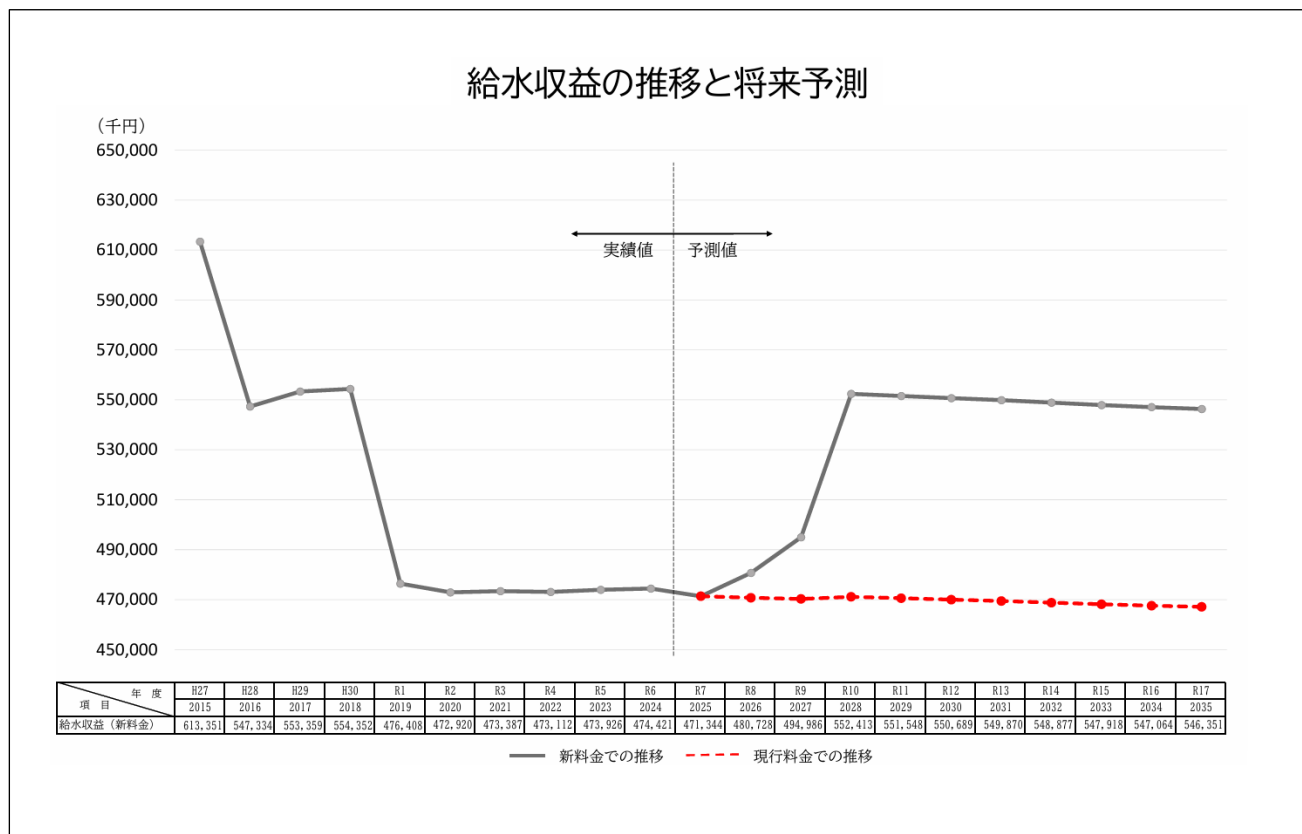
改定年月	区 分		金 額
令和8年4月	基本料金（月額） （45円／ m^3 ×責任水量）	会津若松市	14,932千円／月
		会津坂下町	12,740千円／月
		会津美里町	7,397千円／月
	水量料金		12円／ m^3
	超過料金（基本料金45円／ m^3 ＋水量料金12円／ m^3 ）		57円／ m^3
令和9年4月	基本料金（月額） （45円／ m^3 ×責任水量）	会津若松市	14,932千円／月
		会津坂下町	12,740千円／月
		会津美里町	7,397千円／月
	水量料金		15円／ m^3
	超過料金（基本料金45円／ m^3 ＋水量料金15円／ m^3 ）		60円／ m^3
令和10年4月	基本料金（月額） （51円／ m^3 ×責任水量）	会津若松市	16,923千円／月
		会津坂下町	14,439千円／月
		会津美里町	8,384千円／月
	水量料金		15円／ m^3
	超過料金（基本料金51円／ m^3 ＋水量料金15円／ m^3 ）		66円／ m^3

(2) 給水収益の見通し

水需要予測を基に将来の給水収益の予測を行いました。

給水収益の実績は受水量と同様に減少傾向にあり、平成27年度に約6億1千3百万円であった給水収益は、令和6年度には約4億7千4百万円まで減少しています。

令和8年度から段階的な用水料金の引き上げを行うことで給水収益が増加し、計画最終年度の令和17年度は5億4千6百万円を見込んでいます。



3、施設の見通し

(1) アセットマネジメント（資産管理）の実施

将来必要となる更新需要を踏まえた収支計画を立てるため、アセットマネジメントを実施しました。

実施にあたっては、国土交通省が提供する『「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」、アセットマネジメント「簡易支援ツール」』を使用し、保有する資産の健全度を算定しました。

(2) 算定期間

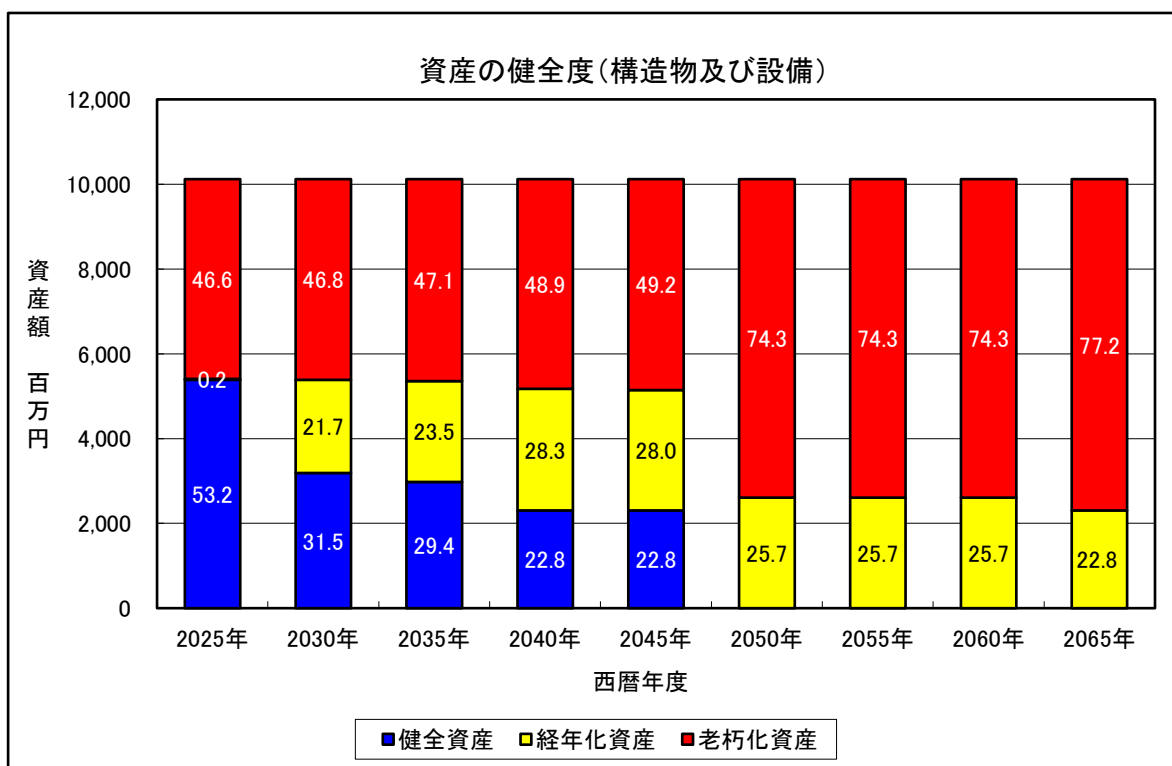
令和3年度に設備台帳・アセットマネジメント策定業務委託において実施したアセットマネジメントの設定期間と同じ40年間としています。

(3) 健全度

更新を実施しない場合の健全度は次のとおりです。

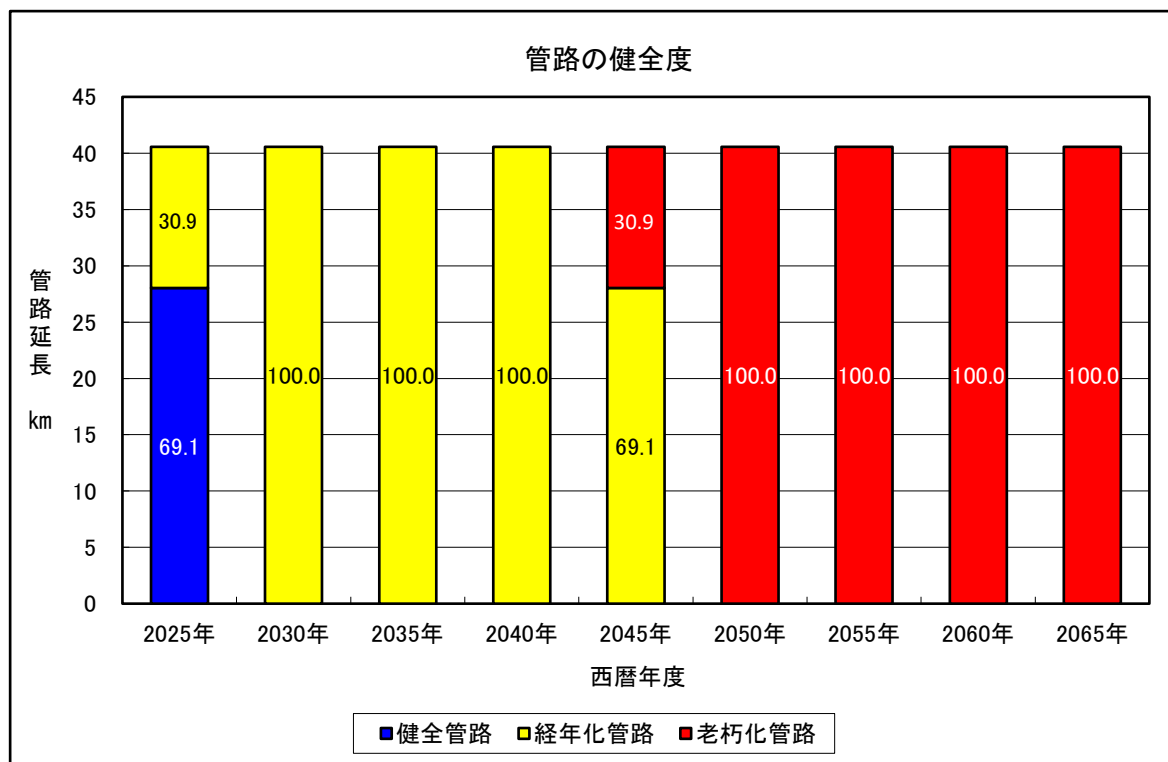
【構造物及び設備】

健全度の判断基準として、健全資産（法定耐用年数以内の資産）、経年化資産（法定耐用年数の1.0～1.5倍の資産）及び老朽化資産（法定耐用年数の1.5倍を超える資産）の3区分を適用すると、2025年度（令和7年度）時点で、法定耐用年数を過ぎて使用している資産が資産額ベースで46.8%存在し、更新を行わない場合、老朽化資産は40年後の2065年度（令和47年度）には約30.6%増えて77.2%に達します。



【管路】

健全度の判断基準は、構造物及び設備と同様に、経過年数が法定耐用年数（40年）以内のものを『健全管路』、法定耐用年数の1.0～1.5倍を『経年化管路』、1.5倍を超えるものを『老朽化管路』と位置づけており、2025年度（令和7年度）時点で法定耐用年数を過ぎて使用している管路が管路延長ベースで30.9%存在しています。更新を行わない場合、25年後の2050年度（令和32年度）には全てが老朽化管路となります。



4、将来の更新需要の見通し

（1）算定期間

令和3年度に設備台帳・アセットマネジメント策定業務委託において実施したアセットマネジメントの設定期間と同じ40年間としています。

（2）更新需要額の見通し

構造物及び設備、管路の更新需要総額は、約297億7千4百万円（年平均7億4千5百万円）になると見込まれます。

計画前半は、施設・設備の更新需要が多く、計画後半の2055年度（令和37年度）～2059年度（令和41年度）に管路の更新が集中するため、将来的には更新需要に対する財源の不足が予測されます。

（3）施設更新の取り組み

将来の状況を見据えて、構成団体と協議しながら給水人口・水需要に応じた施設・管路の適切な規模へのダウンサイジングを検討し効率化を図ります。

また、老朽化資産の割合が高い「電気・機械・計装」の更新に重点的に取り組み、老朽化資産の割合の低い「建築・構造物・管路」については、塗装補修による施設の長寿命化に取り組む必要があります。

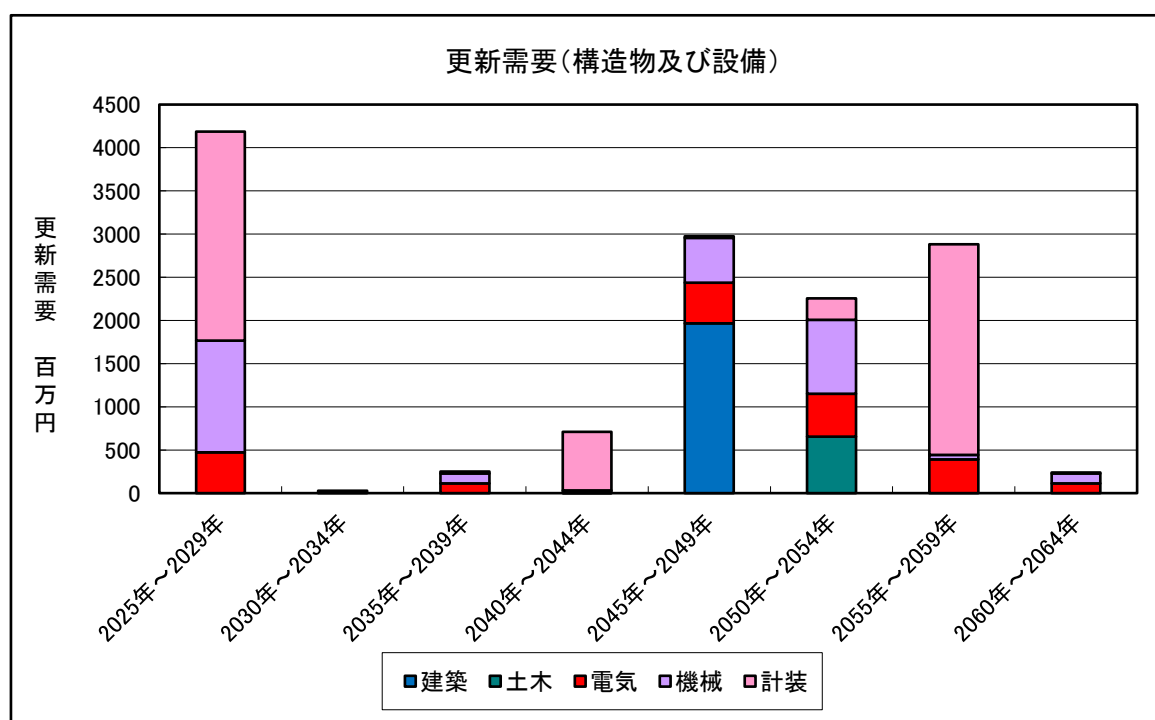
区分ごとの更新需要額は、次のとおりです。

【構造物及び設備】

更新需要の計算に使用する更新基準年数については、簡易支援ツールマニュアルの参考資料である「実使用年数に基づく更新基準の設定例」に基づき、法定耐用年数の1.5倍を採用しています。

物価の変動を反映させるために使用する物価指数については、国土交通省建設工事費デフレーターに基づき設定しています。

更新需要額の計算の結果、2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）に更新需要が集中しますが、その後分散され、40年間の更新需要総額は約135億3千万円（年平均約3億3千9百万円）と推計されます。



（単位：千円）

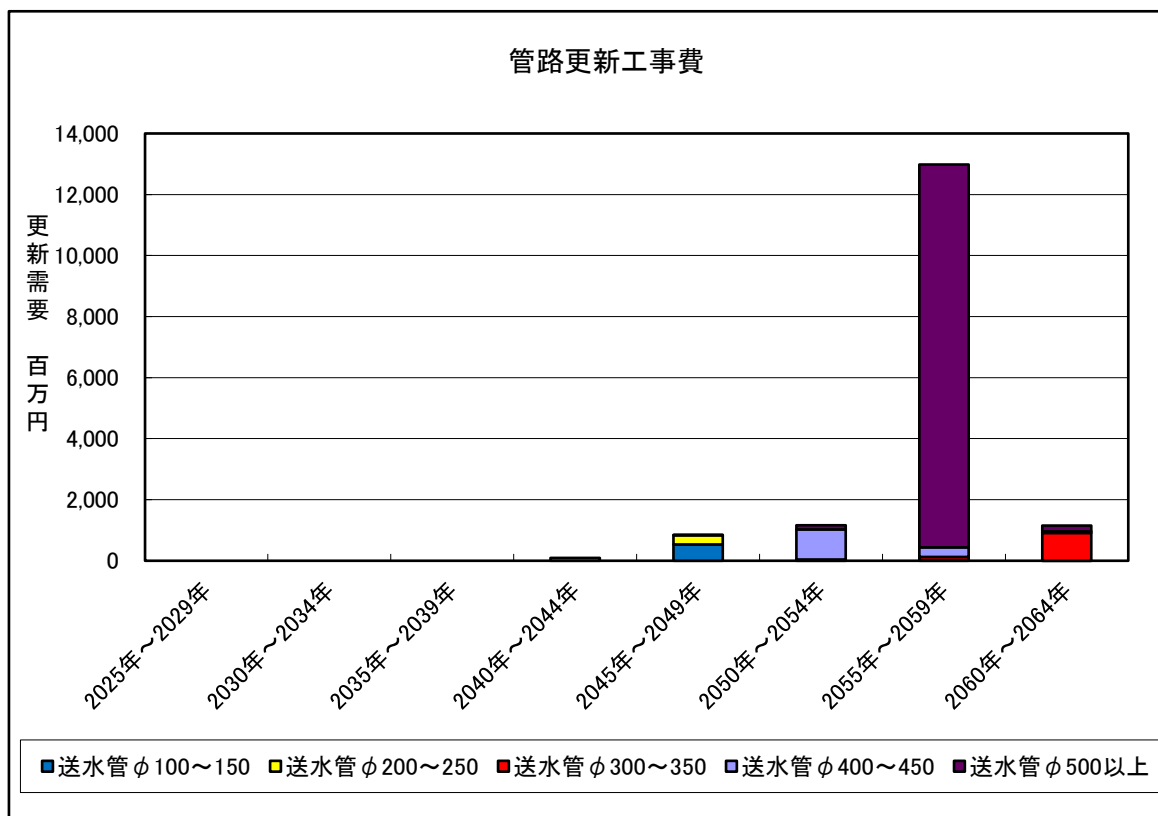
区 分	2025年～ 2029年	2030年～ 2034年	2035年～ 2039年	2040年～ 2044年	2045年～ 2049年	2050年～ 2054年	2055年～ 2059年	2060年～ 2064年	計 2025年～ 2064年
建築	0	0	0	3,159	1,968,165	0	0	0	1,971,324
土木	0	0	0	0	0	654,116	0	0	654,116
電気	470,845	0	112,088	0	469,158	495,279	390,218	112,088	2,049,676
機械	1,297,050	0	115,830	30,119	520,329	858,505	54,088	115,470	2,991,391
計装	2,419,328	29,248	23,333	677,649	15,467	249,497	2,437,837	10,740	5,863,099
計	4,187,223	29,248	251,251	710,927	2,973,119	2,257,397	2,882,143	238,298	13,529,606
年平均	837,445	5,850	50,251	142,186	594,624	451,480	576,429	47,660	338,241

【管路】

更新基準年数については、厚生労働省が実施した水道事業におけるアセットマネジメントの取組状況調査の調査結果に基づき、管種ごとに設定しています。

物価指数については、国土交通省水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引きに基づき設定しています。

計算の結果、40年間の更新需要総額は約162億4千4百万円（年平均 約4億7百万円）と推計されます。



(単位：千円)

区 分	2025年～ 2029年	2030年～ 2034年	2035年～ 2039年	2040年～ 2044年	2045年～ 2049年	2050年～ 2054年	2055年～ 2059年	2060年～ 2064年	計 2025年～ 2064年
送水管 φ 100～150	0	0	0	0	535,952	6,396	10,332	0	552,680
送水管 φ 200～250	0	0	0	93,473	305,317	37,769	0	1,477	438,036
送水管 φ 300～350	0	0	0	0	279	0	112,437	906,750	1,019,466
送水管 φ 400～450	0	0	0	0	0	977,856	314,688	51,040	1,343,584
送水管 φ 500以上	0	0	0	0	0	141,600	12,549,536	198,240	12,889,376
計	0	0	0	93,473	841,548	1,163,621	12,986,993	1,157,507	16,243,142
年平均	0	0	0	18,695	168,310	232,725	2,597,399	231,502	406,079

第4章 水道事業ビジョン

1、事業展開の考え方（目指すべき方向性）

地域住民の生命や健康に直接関わる水道用水供給事業は、地方公営企業法に定める「経営の基本原則」による運営を前提として、これまでの社会経済情勢の変化を経営環境に的確に対応させ、必要な量を構成団体へ持続的に安定供給できるよう柔軟かつ効果的に施策を進めていく必要があります。

本章の将来像の設定、基本目標については、平成29年4月に策定した水道事業ビジョンを引き継ぎ、実現方策、個別の施策について見直しを行っています。

2、将来像の設定（基本目標）

《将来像》

安全で良質な水の安定供給

（構成団体の水道利用者に満足される水道）

利用者ニーズに対応した、構成団体水道利用者に満足され、信頼される水道を目指し、安全で良質な水道用水を安定供給していきます。



《基本目標》

目標1 安全で良質な水道用水の確保・・・「安全」

水源の保全・監視・水質検査の強化を図り、水質変化に対応した水処理により、これからも安全で良質な水道用水の供給を目指していきます。

目標2 災害に強く、安定した水道用水の供給・・・「強靱」

施設の計画的且つ効率的な修繕・更新を進める一方、災害に強い水道システムの構築や緊急対応時の危機管理体制を確立し、安定供給の堅持を目指します。

目標3 健全経営のもと自立した水道用水・・・「持続」

効率的且つ効果的な取組みにより健全経営を堅持し、時代の変化に柔軟に対応できる活力ある人材・組織づくりや環境に配慮した事業運営を目指し、経営の一層の効率化を図り、健全経営を堅持していきます。

3、基本目標の実現方策

本組合の水道用水供給事業の「将来像」に向けた基本目標を実現するため、現状の課題や今後の経営環境を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応しながら安全で良質な水道用水を供給し、計画的な施設の修繕・更新、構成団体との連携などの実現方策を盛り込んだ取組みを進めて参ります。

目標1 安全で良質な水道用水の確保

<実現方策>

- (1) 水質監視や水質検査の体制を強化し、水質の安全性を一層高めていきます。
- (2) 過去の蓄積した水質データを水処理にフィードバックし、安定した浄水処理に努めていきます。
- (3) 阿賀野川水系水質汚濁対策連絡協議会（関係機関：国・県・流域市町村・利水団体）と連携し、情報の共有、緊急時の連絡体制を継続して確立していきます。

目標2 災害に強く、安定した水道用水の供給

<実現方策>

- (1) 構成団体の水需要に的確に対応し、安定した給水を維持していくため、施設の計画的且つ効率的な修繕と更新を進めていきます。
- (2) 施設の修繕・更新などを行う際には、災害や事故発生時に被害を最小限にとどめる水道システムの構築を進めていきます。

目標3 健全経営のもと自立した水道用水

<実現方策>

- (1) 事業運営コストの縮減や計画的な施設の修繕・更新に要する財源を確保し、財政基盤の強化に努め、定期的に長期財政計画の見直しを行いながら経営の一層の効率化を図り、健全経営を堅持していきます。
- (2) 水道技術の継承・レベルアップを図るため、構成団体との技術連携を強化し、職員的能力向上を図っていきます。
- (3) 水需要に適した効率的な施設の稼働を図るために、引き続きエネルギー効率の高い設備やダウンサイジングの導入を検討し、経費削減に努めていきます。

4、推進する施策

本組合の水道用水供給事業を取巻く環境や水道利用者のニーズが大きく変化する中で、安全で良質な水道用水の安定した供給を継続するため、ハードとソフトの両面から機能の向上を目指した施設の修繕・更新を進め、水道用水の安全性を確保していきます。

(1) 安全で安定したシステム

- ① 原水の水質変化に応じた適切な浄水処理により、水質管理の徹底を図ります。
- ② 水道用水の安全性を確保するため、上流からの人為的な汚染物質の流達、大雨等による濁度の増加に備え、関係する行政機関と連携し、水源の保全に取り組めます。
- ③ 施設の維持管理に万全を期すとともに、構成団体との連携を強化し、事故時や災害時にも柔軟に対応できる体制を図ります。

(2) 将来へ引き継ぐための持続可能なシステム

- ① 施設の修繕・更新時や事故・災害時にも構成団体へ確実に水道用水を届けるため、安全で強靱な施設整備の促進を図ります。
- ② 施設を有効に活用するため、計画的に長寿命化を図るとともに中長期的観点から修繕・更新事業の平準化を図ります。
- ③ 施設の更新に当たっては、低炭素社会の実現に向け、エネルギー効率の高い設備やダウンサイジングの導入を検討していきます。
- ④ 水道用水供給事業担当者会議などを通じて、構成団体との技術連携による職員の能力向上を図ります。
- ⑤ 第三者委託方式での運営委託により民間の技術力を取り入れていきます。
- ⑥ デジタル技術の進展は、施設の運営や維持管理、業務管理などの事業運営において大きな変革をもたらすことが期待されているため、DX（アナログな仕事のデジタル化）の導入を検討していきます。

(3) 構成団体：水道事業者とのパートナーシップ

- ① 安全で良質な水道用水の安定供給に必要な水質管理、施設の維持管理、水需要に関する情報共有や、経営・財務・用水料金等、水道事業経営のあり方についてより一層、構成団体との意見交換を進めていきます。

5、重点的な取組事項

本組合の水道用水供給事業の将来を見据えた理想像を「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から捉え、現状評価と課題、将来の事業環境を踏まえつつ、方策の実現に向けた取組みを実施していきます。

目標1 安全で良質な水道用水の確保

<重点的な取組事項>

安全で良質な水道用水をいつでも届けるために、水源パトロールや水質自動監視装置による水源から構成団体の受水池に至るまでの水質管理・監視を継続するとともに、水質に影響を及ぼす恐れのあるリスクに適切に対応する体制を徹底します。
--

<取組内容>

(1) 水質の検査

水質検査計画を毎年作成し、常に水道水質基準を満たしていることを確認します。

(2) 水質の監視

正確な水質測定を維持するため、水質自動監視装置を計画的に更新すると共に、水源パトロールや水質自動監視装置を用いて、水源から構成団体の受水池に至るまでの水質監視を継続して行います。

なお、放射性物質のモニタリング検査については、「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づき継続して行います。

(3) 水質の管理

四季を通して刻々と変化する原水の水質監視・検査結果を浄水処理にフィードバックし、常に安全で良質な水質を維持していきます。

また、約35年以上にわたり蓄積した水質データを運営事業者と共有し、安定した浄水処理に努めます。

(4) 関係者との連携

水源水質事故に備え、河川管理者「国」、河川流域の県「福島・新潟」及び関係自治体並びに利水団体で組織する「阿賀野川水質汚濁対策連絡協議会」に参画し、情報収集及び連絡体制の連携強化に努めます。

また、水質事故や水系感染症の発生に備え、関係機関（国・県）と連携し情報交換を図るとともに不測の事態が発生した場合には、迅速な対応を講じます。

(5) カビ臭への対応

カビ臭の原因物質である2-メチルイソボルネオールは、水質基準に定められている基準値以下であっても異臭味を感じることもあるため、カビ臭発生の可能性が高い期間に水質検査を実施し、検査結果に基づき活性炭を注入することで、原因物質の処理を行います。

また、河川流量の変化に伴う水質の変化及び自然現象・人為活動に伴う突発的な水質の異常が生じた際は、状況に応じた水質検査を行います。

目標２ 災害に強く、安定した水道用水の供給

<重点的な取組事項>

将来を見据えた計画的な施設の修繕・更新や長寿命化対策による水道システムの維持保全を効率的に行います。また、事故や災害時の被害を最小化し、水道用水を安定して供給できるよう、危機管理体制の強化を進めます。

<取組内容>

(１) 施設の効率的な維持・保全

施設を適切に点検し、劣化の状況に応じて、故障が発生する前に計画的に修繕・更新することにより、水道システムの維持保全を効率的に行います。

(２) 送水施設の維持管理

各受水池の計装設備や送水管の事故を未然に防止するため、定期的な維持管理により健全性を維持するとともに、漏水があった場合には、速やかに漏水箇所を特定する体制を徹底します。

また、配水量の急激な増加に備えて、構成団体の配水量を監視し、受水池の水位を安定確保し、ロス無く効率的な送水管理を徹底します。

(３) 施設の共有意識

構成団体の資産である施設を健全な状態で次世代へ引継ぐため、老朽化した施設の修繕・更新を行い、更に長寿命化対策の実施に際しては、構成団体と協議を重ねながら計画的に取組みます。

(４) 緊急連絡体制の整備・充実

緊急時・平常時に関わらず、常に危機管理意識を持ち、構成団体との緊密な連絡体制を構築し、情報共有に努めると共に、異常時の対処方法を確立し、可能な限り給水停止・制限に至る要因を排除し安定供給を図ります。

(５) 応急給水対策の強化

令和５年３月に整備した応急給水マニュアルに基づき、事故や災害が発生した場合に備え応急給水拠点としての機能が果たせるよう、強靱な施設に整備するほか、構成団体からの支援要請に応じた給水活動に積極的に取組める体制の強化を図ります。

日本水道協会との「災害時相互応援協定」や福島県建設業協会若松支部及び福島県電設業協会会津支部との「緊急時応急業務の支援協定」更に、水道関連企業との連絡体制を整備し、関係団体と連携し応急給水体制の強化を図ります。

(６) 災害時の資機材等の確保

応急給水や復旧作業に必要な資機材等の備蓄と管理を適切に行い、緊急時に薬品類を優先的に調達できる体制の構築に取り組めます。

(７) 施設のセキュリティの強化

侵入者による施設への危害・水道用水の汚染を防ぐため、自動監視装置・巡回による監視体制の強化を図ります。

目標3 健全経営のもと自立した水道用水

<重点的な取組事項>

施設の更新や維持管理に必要な財源を確保していくために、財政基盤の強化を図ると共に経営の効率化を一層進めていきます。また、人材育成や民間企業への業務委託範囲の見直し等の取組を進めていきます。

<取組内容>

(1) 財政基盤の強化と経営の効率化

今後、施設の修繕・更新など費用の増加が見込まれることから、経営・財務状況の現状を的確に把握し、アセットマネジメント手法を活用しながら、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営の健全化に努め、事業運営に必要な自己資金を確保するとともに企業債の借入を抑制し、負債の軽減に努めます。

(2) 長期財政計画の着実な実行

長期財政計画は、持続可能な水道用水供給事業の運営を目指し、健全な経営ができるよう、施設の修繕・更新事業等の「投資試算」と「財源試算」を構成要素とした計画とし、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組めます。

用水料金は、独立採算の原則により能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、構成団体「水道事業」の経営環境を踏まえつつ、経営改善・合理化により抑制し、適正・妥当な料金の設定に努めます。

(3) 業務委託範囲の見直し

施設の運営事業者の更新時には、本組合が担うべき業務や責任の範囲を再検証し、経営の効率化・技術力確保の観点から、外部委託する業務について検討していきます。

(4) 施設の効率的稼働

構成団体の水需要に適した効率的な施設の稼働により、電力使用量の軽減に努めます。

また、老朽化した施設・設備等の更新時には、エネルギー効率の高い設備やダウンサイジングの導入を検討し、環境負荷の低減を図りつつ、経費削減に努めます。

第5章 経営戦略

1、投資・財政計画（収支計画）

この財政シミュレーション（投資・財政計画）は、水道用水の安定した供給を目標に老朽化対策・省エネルギー化を進めるため、以下のとおり財政収支を試算したものです。

（1）収益的収支（様式第2号：法適用企業・収益的収支）

① 営業収益

営業収益は給水収益を計上しています。給水収益は第3章2、（2）給水収益の見通しのとおりです。

② 営業外収益

営業外収益は、主に預金利息、長期前受金戻入を計上しています。

③ 営業費用

営業費用は、令和8年度予算、見積（修繕費、委託料）、送水量（動力費、薬品費、汚泥処分費）を参考にして計上しています。減価償却費は、施設分は固定資産台帳を用いて、今後の取得分については取得金額に応じて計上しています。

④ 営業外費用

営業外費用は、建設改良費への投資の財源として企業債を用いることから、支払利息を計上しています。利率は、財政融資資金貸付金利（令和7年12月1日以降適用）を参照し2.0%と設定しています。

（2）資本的収支（様式第2号：法適用企業・資本的収支）

① 建設改良費は、今後10年間の更新計画を基に計上しています。

② 財源は消費税及び地方消費税資本的収支調整額、内部留保資金、企業債を充当しています。

（3）損益及び資金の状況

① 損益収支の状況

計画期間中に営業純損失が発生しますが、10年間の計画期間でみると、4,689万円の営業利益が生じます。

② 資金の状況

令和17年度末流動資産の予定額は23億5,450万円で、流動比率（流動資産/流動負債）は4,397%の状況です。

投資・財政計画

(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	2024(R6)年度 (決算)	2025(R7)年度 (予算)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)	2032年度 (R14)	2033年度 (R15)	2034年度 (R16)	2035年度 (R17)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入	474,421	471,344	480,728	494,986	552,413	551,548	550,689	549,870	548,877	547,918	547,064	546,351
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金	89,092	86,962	89,935	88,803	89,113	88,876	82,320	77,805	73,904	40,642	30,025	29,995
		他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(1) 補 助 金	87,022	84,868	85,267	84,135	84,445	84,208	77,652	73,137	69,236	35,974	25,357	25,327
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	87,022	84,868	85,267	84,135	84,445	84,208	77,652	73,137	69,236	35,974	25,357	25,327
		(3) そ の 他	2,070	2,094	4,668	4,668	4,668	4,668	4,668	4,668	4,668	4,668	4,668	4,668
	収 入 計 (C)		563,513	558,306	570,663	583,789	641,526	640,424	633,009	627,675	622,781	588,560	577,089	576,346
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費	511,075	552,279	597,333	629,781	636,735	631,526	615,309	626,034	616,164	593,718	498,764	496,129
		基 本 給	42,850	44,468	30,578	30,578	30,578	30,578	30,578	30,578	30,578	30,578	30,578	30,578
		退 職 給 付 費	22,073	22,167	14,592	14,592	14,592	14,592	14,592	14,592	14,592	14,592	14,592	14,592
	(2) 経 費	そ の 他	0	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		動 力 費	20,777	22,163	15,986	15,986	15,986	15,986	15,986	15,986	15,986	15,986	15,986	15,986
		修 繕 費	197,697	237,319	277,386	291,937	289,608	281,894	277,784	293,472	295,752	280,517	280,758	275,013
	(3) 減 価 償 却 費 等	修 繕 費	47,158	52,717	55,283	54,802	55,676	55,096	54,520	53,812	53,146	52,503	51,931	51,452
		材 料 費	21,847	30,580	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,165	3,165	3,165	3,165
		そ の 他	1,402	2,101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 出 計 (D)		127,290	151,921	218,953	233,985	230,782	223,648	220,114	236,510	239,441	224,849	225,662	220,396
支 出	2. 営 業 外 費 用	(1) 減 価 償 却 費 等	270,528	270,492	289,369	307,266	316,549	319,054	306,947	301,984	289,834	282,623	187,428	190,538
		(2) 支 払 利 息	755	2,433	5,396	8,192	9,004	9,719	8,885	8,052	7,222	6,421	5,670	4,918
		(3) そ の 他	755	2,433	5,396	8,192	9,004	9,719	8,885	8,052	7,222	6,421	5,670	4,918
	支 出 計 (E)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経 常 損 益 (C)-(D)		511,830	554,712	602,729	637,973	645,739	641,245	624,194	634,086	623,386	600,139	504,434	501,047
	特 別 利 益 (F)		51,683	3,594	△ 32,066	△ 54,184	△ 4,213	△ 821	8,815	△ 6,411	△ 605	△ 11,579	72,655	75,299
	特 別 損 失 (G)		670	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (F)-(G)		13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当 年 度 純 利 益 (E)+(H)		657	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		52,340	3,596	△ 32,066	△ 54,184	△ 4,213	△ 821	8,815	△ 6,411	△ 605	△ 11,579	72,655	75,299
流 入	流 入 資 産 (J)		134,840	138,436	106,370	52,186	47,973	47,152	55,967	49,556	48,951	37,372	110,027	185,326
	流 入 資 産	う ち 未 収 金	1,745,333	1,497,821	1,433,754	1,509,457	1,630,767	1,704,260	1,755,839	1,821,906	1,940,197	2,071,327	2,215,821	2,354,502
		う ち 未 収 金	53,277	48,081	40,061	41,249	46,034	45,962	45,891	45,823	45,740	45,660	45,589	45,529
		負 債 (K)	86,384	65,792	76,118	81,031	85,945	85,945	85,945	70,105	53,545	53,545	53,545	53,545
	流 入 資 産	う ち 建 設 改 良 費 分	40,087	51,907	62,233	67,146	72,060	72,060	72,060	56,220	39,660	39,660	39,660	39,660
		う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		う ち 未 払 金	42,744	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		474,421	471,344	480,728	494,986	552,413	551,548	550,689	549,870	548,877	547,918	547,064	546,351
流 出	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		474,421	471,344	480,728	494,986	552,413	551,548	550,689	549,870	548,877	547,918	547,064	546,351
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

投資・財政計画

(収支計画)

(単位:千円)

年 度		2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
区 分		(決算)	(予算)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)
資本的収支	資本的収入	1. 企業 債	108,100	166,100	166,100	73,700	73,700	0	0	0	0	0	0
		うち 資本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	0	33,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	108,100	199,500	166,100	73,700	73,700	0	0	0	0	0	0
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純 計 (A)-(B)	108,100	199,500	166,100	73,700	73,700	0	0	0	0	0	0
	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	254,728	530,953	509,320	116,490	129,712	97,240	125,840	92,664	49,940	70,620	55,550
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 企 業 債 償 還 金	32,880	40,834	51,160	62,233	67,146	72,060	72,060	72,060	56,220	39,660	39,660
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	287,608	571,787	560,480	178,723	196,858	169,300	197,900	164,724	106,160	110,280	95,210
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	179,508	372,287	394,380	105,023	123,158	169,300	197,900	164,724	106,160	110,280	95,210
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	156,351	327,055	348,078	94,433	111,366	160,460	186,460	156,300	101,620	103,860	90,160
		2. 利益剰余金処分別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	23,157	45,232	46,302	10,590	11,792	8,840	11,440	8,424	4,540	6,420	5,050
		計	179,508	372,287	394,380	105,023	123,158	169,300	197,900	164,724	106,160	110,280	95,210
	補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他 会 計 借 入 金 残 高		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企 業 債 残 高		358,180	484,194	599,134	610,601	617,155	545,095	473,035	400,975	344,755	305,095	265,435

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
区 分		(決算)	(予算)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)
収益的収支分	収益的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第6章 フォローアップ、更新に関する事項

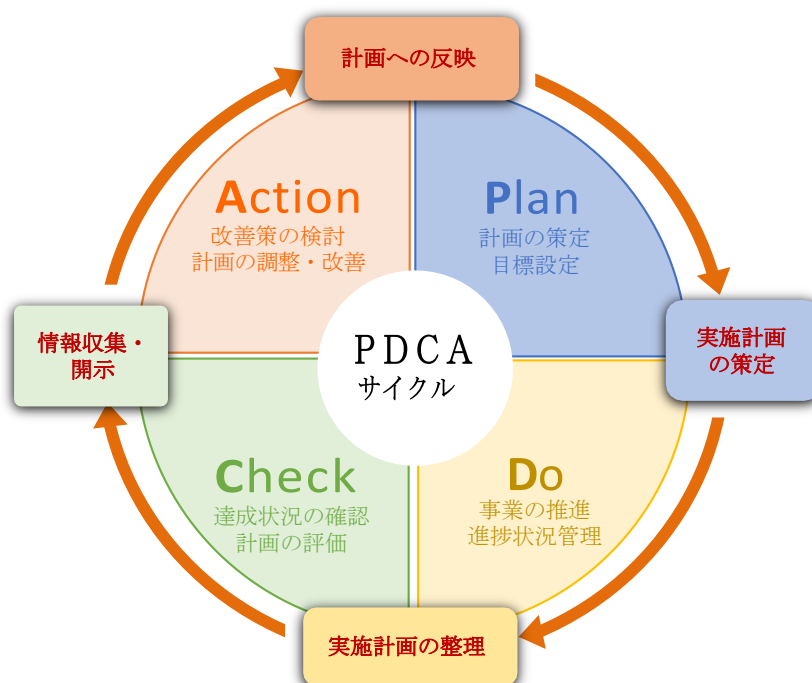
1、フォローアップ

進捗状況管理には、水道事業ガイドライン（公益社団法人 日本水道協会）の業務指標（PI）を活用します。

経営状況については、第2章7、経営比較分析表を活用した分析により、本組合用水供給事業の現状や課題を把握し、毎年度事後検証及び評価を行います。

『計画の策定（Plan）～事業の推進（Do）～達成状況の確認（Check）～改善策の検討（Action）』のサイクルにより、有効性や課題を確認しながら、本ビジョンの推進、評価、見直しを進めていきます。

また、本ビジョン及び主な経営指標の分析結果については、議会へ報告をするとともに組合HPで公表します。



2、水道事業ビジョン・経営戦略の見直し

- （1）水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、おおむね5年に一度の頻度での見直しを行います。また、見直し内容は、長期財政計画へ反映していきます。
- （2）本ビジョンの進行状況と実際の業務に大きな隔たりや社会経済情勢の変化により経営環境に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

水道事業ビジョン・経営戦略

(令和8年度～令和17年度)

令和8年2月

会津若松地方広域市町村圏整備組合
